

# みんなでささえる 国保会計



## ～ ジェネリック医薬品について ～

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。

### ●新薬より安価で経済的

新薬として国の製造許可を受けるまでには、長い期間の研究が必要で、多くの費用がかかります。ジェネリック医薬品は、新薬に比べて開発費を圧倒的に低く抑えることができることから、そのほとんどが低価格で販売され、自己負担額の軽減だけでなく、医療保険財政の改善にもつながります。

### ●効き目や安全性は新薬と同等

新薬とジェネリック医薬品は全く同じ薬ではなく、形や色、味などが異なりますが、ジェネリック医薬品は、新薬と同等の品質・有効性(効き目)・安全性が証明されています。

### ●ジェネリック医薬品を希望するときは

受診している医療機関の主治医や薬剤師に相談してください。(病気の種類によっては新薬での治療を必要とするものがあります。また、特許期間が切れていない新薬にはジェネリック医薬品はありません。)

※ジェネリック医薬品を希望するカードを保険証と一緒に送っていますので、ご利用ください。

### ●ジェネリック医薬品に変更した場合の「差額通知」を送っています

長期間お薬を服用している方などを対象に、現在服用している新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担がどれだけ軽減されるのか目安となる差額通知を送っています。通知があった方は、切り替えの参考資料としてご利用ください。

詳しい内容を確認したいときは、医師・薬剤師にご相談ください。

※差額通知を希望しない方は、国保係(☎43-2800)までご連絡ください。

## ～ お薬情報のお知らせについて ～

2つ以上の病院などの医療機関からお薬が出ていると、同じ効果のお薬があったり、飲み合わせが悪いなどの問題が起きることがあります。

そこで、同じ時期に2つ以上の医療機関にかかっている方、多くの種類のお薬が出ている方を対象に、県と町が共同で「お薬情報のお知らせ」を送っています。お知らせが届いた方は、いつも行っている薬局や医療機関にこのお知らせをお持ちのうえご相談ください。

また、日頃から「お薬手帳」や「かかりつけ連携手帳」を利用して、お薬と上手につきあいましょう。

○お問い合わせ・届出【本 庁】住民課 国保係

☎43-2800

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112